

○環境省告示第四十七号

大気汚染防止法施行規則（昭和四十六年厚生省通商産業省令第一号）第十六条の五第二号の規定に基づき

、設計図書その他の書面による調査及び特定建築材料の有無の目視による調査を適切に行うために必要な知識を有する者として環境大臣が定める者（令和二年十月環境省告示第七十六号）の一部を次のように改正し、令和八年一月一日から適用する。

令和五年六月二十三日

環境大臣 西村 明宏

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを

新たに追加する。

改正後	改正前
<p>大気汚染防止法施行規則第十六条の五第二号に規定する設計図書その他の書面による調査及び特定建築材料の有無の目視による調査を適切に行うために必要な知識を有する者として環境大臣が定める者は、次の各号に掲げる<u>工事</u>の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。</p> <p>一 建築物（建築物石綿含有建材調査者講習等登録規程（平成三十年国土交通省告示第一号。次号において「登録規程」という。）を除外し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事）同条第二項に規定する一般建築物石綿含有建材調査者、同条第三項に規定する特定建築物石綿含有建材調査者又はこれらの者と同等以上の能力を有する者</p> <p>二 一戸建て住宅等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事 前号に掲げる者又は登録規程第二条第四項に規定する一戸建て等石綿含有建材調査者</p> <p>三 特定建築材料が使用されているおそれが大きいものとして環境大臣が定める工作物（令和二年十月環境省告示第七</p>	<p>大気汚染防止法施行規則第十六条の五第二号に規定する設計図書その他の書面による調査及び特定建築材料の有無の目視による調査を適切に行うために必要な知識を有する者として環境大臣が定める者は、次の各号に掲げる<u>調査対象物</u>の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。</p> <p>一 建築物（建築物石綿含有建材調査者講習登録規程（平成三十年国土交通省告示第一号。次号において「登録規程」という。）を除外し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事）同条第二項に規定する一般建築物石綿含有建材調査者、同条第三項に規定する特定建築物石綿含有建材調査者又はこれらの者と同等以上の能力を有する者</p> <p>二 一戸建て住宅等 前号に掲げる者又は登録規程第二条第四項に規定する一戸建て等石綿含有建材調査者</p> <p>（新設）</p>

十七号。以下「告示」という。）第一号から第五号まで及び第七号から第十一号までに掲げる工作物を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事 登録規程第二条第五項に規定する工作物石綿事前調査者

四 告示第六号及び第十二号から第十七号までに掲げる工作物を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事、

若しくは、告示に規定する工作物以外の工作物を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事のうち塗料その他の石綿を含有するおそれのある建築材料の除去の作業を伴うもの 第一号又は前号に掲げる者

(新設)